

渡邊貴君学位請求論文審査報告書

一 はじめに

渡邊貴君が博士学位請求論文として提出した『複数の契約の法的影響関係に関する基礎的考察—契約の相互依存関係をめぐるフランス法との比較法的検討を通して—』（以下、「本論文」という）は、同一取引を実現するために複数の契約が別個に締結された場合における契約相互の関係を対象として、いかなる場合にどのような影響関係が生じるか、その法律構成、法的根拠、ならびに判断基準につき、フランス法の精緻な分析と入念な考察を手がかりとして有意義な提言を行う内容であり、A4版515頁に及ぶ学術論文である。

本論文の構成は、以下の通りである。

第1章 序論：本論文の目的と検討課題

第1節 検討課題の提示

第1款 密接関連性を有する複数の契約の一体的な解消の問題：解除の場面を中心に

第2款 第三者与信型消費者信用取引における抗弁接続・既払金返還をめぐる問題

第2節 検討の方法と構成

第1款 検討の方向性

第2款 検討の方法：フランス法との比較

第3款 本稿の構成等

第2章 総論的問題に関するフランス法の考察①：相互依存契約の連鎖的消滅の法律構成

第1節 フランス法における契約の失効概念の意義

第1款 失効概念の意義と由来

第2款 契約の失効の特色

第2節 契約の連鎖的消滅の法律構成としての失効構成の受容をめぐる議論

第1款 議論の前提となる事案類型

第2款 既存の概念に依拠して連鎖的消滅を構成する議論

第3款 失効を選択する傾向の生成

第4款 判例・立法における失効構成の承認

第5款 契約の連鎖的消滅の法律構成としての失効概念の受容の意義

第3節 失効構成を相対化する議論

第1款 失効構成に対する批判・失効構成の問題点

第2款 異なる法律構成の可能性：不可分性・相互依存性に基づく一方契約の効力の拡張

第4節 本章のまとめ

第1款 第二契約の間接目的の挫折と失効構成

- 第2款 相互依存関係にある複数の契約の自律性：失効構成と拡張構成
- 第3款 拡張構成の理論的基礎：「単一契約／複合化した契約」の類型と契約自律性原則の射程
- 第3章 総論的問題に関するフランス法の考察②：契約の相互依存関係の法的根拠とその判断基準—契約の連鎖的消滅に関する議論を中心として—
 - 第1節 破毀院混合部2013年判決以前の議論①：客観説と主観説の対立
 - 第1款 学説の議論の対立：コース説／合意に基づく不可分性説の対立から客観説／主観説の対立へ
 - 第2款 具体的事例における不可分性・相互依存性認定のための考慮要素とその位置づけ
 - 第3款 「認識」要件の位置づけとその意味
 - 第4款 客観説と主観説の意義・対立軸と各見解の抱える課題
 - 第2節 破毀院混合部2013年判決以前の議論②：合意に基づく不可分性から取引の全体的エコノミーへ
 - 第1款 契約のエコノミー概念の台頭と不可分性・相互依存性の観点からみたその意義
 - 第2款 複数の契約を構成要素とする「全体的取引」の構造とその形成の契機への着目
- 第3節 近時の新たな動向：破毀院混合部2013年5月17日判決の登場と2016年民法改正
 - 第1款 破毀院混合部2013年5月17日判決の意義と影響
 - 第2款 2016年改正民法をめぐる議論
 - 第3款 近時の判例・立法における議論のまとめ
- 第4節 本章のまとめ
 - 第1款 複数の契約の相互依存性の法的根拠と判断基準に関する議論の対立軸
 - 第2款 相互依存性の法的根拠としての「合意」の主観性と客観性：「契約のエコノミー」と「取引」
 - 第3款 「合意」の規範的解釈と「規範性」の内容：「取引」の構造に基づく類型的理解の可能性
- 第4章 各論的問題に関するフランス法の考察：紐付与信取引における契約の相互依存関係とその周辺
 - 第1節 紐付与信取引における契約の相互依存関係と契約の連鎖的消滅
 - 第1款 1978年法の規律内容とその制定前後の判例
 - 第2款 紐付与信取引の構造に関する学説の議論の展開とその後の立法上の動向
 - 第3款 判例の新たな展開：破毀院第一民事部2015年9月10日判決
 - 第4款 2016年改正民法との関係
 - 第2節 紐付与信取引における契約の連鎖的消滅の清算関係のあり方に関する議論

第1款	1978年法（消費法典）の適用を受ける紐付与信取引における契約の連鎖的消滅とその後の清算関係
第2款	消費法典の適用を受けない紐付与信取引における契約の連鎖的消滅とその後の清算関係
第3節	紐付与信取引における契約の相互依存関係とその周辺の問題に関する近時のフランスの議論の特色
第1款	紐付与信取引における契約の連鎖的消滅の可否
第2款	与信契約の連鎖的消滅後の清算関係のあり方に関する問題
第4節	本章のまとめ
第1款	連鎖的消滅の問題とその後の清算関係の問題の区別
第2款	連鎖的消滅後の清算関係の問題を捉える上でのリスク転嫁の正当性根拠
第5章	日本法の検討
第1節	複合契約の解除規範の意義と射程
第1款	複合契約の解除規範の法律構成をめぐる問題の検討
第2款	複合契約の解除規範の判断基準をめぐる問題の検討
第3款	複合契約の解除規範の法的根拠をめぐる問題の検討
第2節	第三者与信型消費者信用取引における抗弁接続と既払金返還の問題の位相
第1款	本節での検討課題と考察の視点
第2款	抗弁接続と最判平成2年の規範
第3款	既払金返還と最判平成23年の規範
第3節	本章の検討の骨子と今後の検討課題
第1款	検討の骨子
第2款	今後の検討課題
補章	旧民法における複数の契約の法的影響関係
第1節	旧民法財産編302条の位置づけと内容
第2節	旧民法起草以前の議論
第3節	本条（草案323条）に関するボワソナードの註釈
第4節	法律取調委員会における審議
第5節	旧民法時代の学説
第6節	本条をめぐる議論の特色・意義
第7節	おわりに

二 本論文の概要

個人意思自治の原理を基礎とする近代以降の契約法においては、各人は他人が締結した契約に拘束されず（契約相対効原則）、各契約はこれと別個に締結された他の契約による影響を受けない（本論文はこれを「契約自律性原則」と称する。）、というのが原則とされている。

しかしながら、現代におけるサービスの多様化・複雑化・分業化にともない、同一取引を実現するために複数の契約（以下、「第一契約」「第二契約」という。）が締結され、両契約が適切に履行されることによって初めて取引目的を達成することができる場合が少なくない。本論文は、このような複合契約ないし複合契約取引について、第一契約が第二契約に対して、どのような場合にいかなる影響を与えるのか、それはどのような法律構成によって導かれるのか、これを基礎づける法的根拠および、具体化するための判断基準はどうあるべきかを解明し、理論的基礎の提供および妥当な問題解決のための判断枠組の提示を試みるとともに、契約自律性原則のあるべき射程と例外を明確化することを目的とする。

第1章では、検討対象および検討課題が、次のように提示されている。①複合契約の解除における連鎖的消滅、②第三者与信型消費者信用取引における抗弁接続および既払金返還請求である。

①においては、同一当事者間のスポーツクラブ会員契約＋リゾートマンション売買契約において第一契約の不履行を理由とする解除による第二契約の連鎖的消滅を肯定した平成8年判例を主要な検討対象とする。同判決が示した「密接関連性」「契約目的全体としての達成不能」という判断枠組は、大方の支持を得て判例法理が形成されたと評し得るが（本論文はこれを「複合契約の解除規範」と称する）、その射程（解除以外の無効・取消し、あるいは、異別当事者間の複数契約にも及ぶか）については議論があり、さらにその法律構成に関しても理解が分かれている。学説上は、単一契約構成・債務不履行構成・目的不到達構成などの諸説があるが、本論文はいずれも判例法理に整合しない旨を指摘する。理論的基礎づけに関しては、本論文は、従来の学説を当事者意思アプローチと非当事者意思アプローチに大別した上で、前者に対しては規範的意思解釈の限界を、そして給付関連性・取引構造・契約正義などに依拠する後者に対しても、意思自治の原理や契約相対効および契約自律性原則との関係、さらに判断基準の不明確性を挙げて批判する。

②においては、個別信用購入あっせん取引における、売買契約上の抗弁の立替払契約への接続、および、売買契約の無効・取消し・解除による立替払契約の連鎖的消滅ならびにその後の既払金返還請求の可否につき、割賦販売法の適用がない取引において信義則を根拠として例外的に認める平成2年判例・平成23年判例を取り上げ、創設規定説と確認規定説の対立に言及しつつ、抗弁接続・連鎖的消滅・その後の清算関係に関する理論的基礎および判断基準をさらに明確化する必要性を説く。

本論文は、以上の①を総論的考察、②を各論的考察の検討対象として位置づけ、両問題を探究することを検討課題とする。すなわち、①においては、相互に依存する複数契約の連鎖的消滅の可否について、法律構成・法的根拠・判断基準に大別して、契約相対効・自律性原則の意義と射程、契約目的・趣旨、取引構造、無効・取消し・解除規範の意義、当事者意思と責任根拠などにかんがみつつ、一般法理を提示する。②においては、その検証を踏まえて、消費者保護のための特別規定に内在する規範的価値判断の探究に努める。そして、その検討のための示唆を求めるべく、第2章から第4章にかけてフランスの法状況に関する分析・検

討を行う。

第2章では、複数契約の連鎖的消滅を導く法律構成に関するフランスの法状況を検討する。

第一に、フランス民法が2016年改正において連鎖的消滅に関する明文規定を新設するに際して採用した、失効(caducité)構成を取り上げる。改正民法1186条2項は、同一取引における第一契約の消滅が第二契約の本質的要素の消滅をもたらす場合につき、失効による連鎖的消滅を認める。失効は、契約成立の瑕疵を理由とする無効、あるいは、債務不履行を理由とする解除とは異なる概念であり、本論文は、失効概念の特色を整理した上で、判例・学説による失効構成の承認および立法化の経緯について詳説する。もっとも、本論文は、直ちに失効構成の日本法への導入を主張するのではなく、失効構成に対する学説上の批判(前提として単一契約の失効をも認めることとなるが、これは法的安全性を害すること、同時履行の抗弁の拡張を正当化しえないこと等)、および、その他の法律構成として有力に提唱された見解にも考察の対象を広げて、検討の相対化と深化を試みる。

そこで本論文は、第二に、失効以外の法律構成として、複数契約の不可分性・相互依存性に基いて連鎖的消滅を導く拡張構成に注目し、失効構成との比較検討を行う。本論文によれば、失効構成は、単一契約にも適用される契約消滅原因であり、これを第二契約に固有の消滅原因とする点において、契約自律性原則をなお維持する構成である。これに対して、拡張構成は、取引目的の実現に向けて複合した契約において、第二契約に固有の消滅原因を要することなく、第一契約に生じた事由の影響が第二契約にも及ぶことを認める点において、契約自律性原則の例外を承認する構成である。そして、本論文は、失効構成に対する上記の学説上の批判を踏まえて、拡張構成がなお有用である旨を説く。

第3章は、複数契約の相互依存性を導く法的根拠、および、どのような場合にそれが認められるかの判断基準に関するフランスの議論に焦点を当てる。

まず、法的根拠については、伝統的にコース喪失説と不可分合意説の対立がみられた旨を紹介する。そして、判断基準に関しては、法的根拠の対立に対応して、給付の関連性や契約内容の共通性など両契約の経済的一体性を重視する客観説と、両契約を一体化する旨の当事者意思を要件とする主観説とに分かれる旨を概観した上で、破毀院判例が主観説と親和的な傾向にあることや、相手方の認識要件(改正民法1186条3項参照)の上記両説からの位置付け等を示す。

その上で、本論文は、主観説が抱える意思の規範化という問題や、契約分割条項の効力を否定することが困難という問題を克服しうる、新たな見解に着目する。この見解は、契約の作用・取引+類型的考察による連鎖的消滅リスク負担の正当化を論じる説であり、その特色を示すキーワードは、①法的根拠に関わる「契約ないし取引の全体的エコノミー」、②類型化の指標としての「ターンキー取引」である。本論文によれば、この見解の示す方向性が、近時フランスにおいて判例および改正法の解釈にも影響を与えているという。

契約ないし取引の全体的エコノミーは、経済目的を達成するための手段としての契約の

機能、当事者が契約の履行を通して実現することを望んだ作用・取引を指し、契約内容から客観的かつ具体的に確定される当事者の共通意思の到達点を示す概念として、提唱された。複数契約の不可分性・相互依存性は、このような契約ないし取引の全体的エコノミーに基づいて認められ、複数契約によって構成される取引類型として、契約自律性原則の例外が承認される。しかし、こうした考え方には、やはり主観説と同様の問題が生じうる。

そこで、新たな見解は、こうした考え方を前提としつつ、ターンキー取引という複合契約に関する取引類型を措定する。ターンキー取引は、給付を行う一方当事者が「取引主導者」として複数契約を一体化する取引システムを構築・提供し、給付を受ける他方当事者がもつばらこれに従うことによって成立する、附合的要素を有する複合契約をいう。ターンキー取引と非ターンキー取引に類型化して、相互依存性の有無を区別するこの見解は、取引の構造や、その形成において当事者が果たした役割を重視する点、連鎖的消滅というリスク負担の根拠を類型化した点に、特色がある。

すなわち、第一契約・第二契約共通の当事者 A を両契約から給付を受ける「中心的契約当事者」、第一契約の相手方 B、第二契約の相手方 C とすると、連鎖的消滅を認めるためには、A 自身が取引主導者である非ターンキー取引の場合は、C において連鎖的消滅のリスクを引き受ける旨の合意を要する。これに対して、C が取引主導者となるターンキー取引においては、かかるリスクは、契約の一体性に対する中心的契約当事者 A の正当な信頼、および、C のシステム構築責任を根拠として、C が負担する。主観説が抱える意思の規範化という問題は、このように意思とは異なる要素をリスク負担の根拠とすることで、回避される。また、契約分割条項の効力は、附合契約の濫用条項として、規制されうる。

さらに、取引主導者が B であった場合も、C が第二契約の勧誘・交渉・締結を B に委託していたなどの協力関係があれば、取引システム利用による利益享受に対する矛盾行為禁止の観点から、C への連鎖的消滅リスクの転嫁を正当化される。

第 4 章では、フランス法に関する各論的考察として、相互依存性が認められる複合契約取引の代表的類型である「紐付与信取引」を取り上げ、前章までにおいて示した研究成果を基礎とする応用的検討が行われている。なお、フランスにおける売買または役務提供契約＋与信契約による紐付与信取引は、個別信用購入あっせん取引に相当し、次章における日本法の検討に対する示唆に連なる。

本論文はまず、売買または役務提供契約の解消による与信契約の連鎖的消滅に関する立法的手当てとして、一定の範囲でこれを認める消費者保護に関する特別法である 1978 年法について概観する。

そして、同法の適用対象外の紐付与信取引につき、売買と与信における給付の関連性および売主と与信者の協力関係が認められる場合において、相互依存性を根拠とする連鎖的消滅を認める旨の学説、2010 年消費法典改正による適用範囲の拡張、および、不可分合意により連鎖的消滅を認めた判例等に言及しつつ、前章までにおいて提示した総論的考察が妥当する旨に関する具体的検証を行う。

その上で本論文は、連鎖的消滅後における清算関係のあり方に関するフランスの法状況を検討する。本論文によれば、与信契約の連鎖的消滅に基づく与信者の元本返還請求の相手方につき、a.与信者から給付を受領した売主に対する返還請求説と、b.与信契約が与信者-買主間に存することを理由とする買主に対する返還請求説に分かれるところ、フランスにおける判例・通説の立場はb説であるという。その理由は、1978年法・消費法典がこうした清算関係を前提としていること、および、相互依存性に係わる契約の連鎖的消滅というリスクの負担の問題と、売主の支払不能というリスクの負担の問題は区別され、前者は後者の一般原則である契約毎の清算まで否定するものではないこと、に求められている。ただし、売主に対する立替払いに際して売買の履行に関する確認義務違反が存する等、与信者にフォートがある場合には、そのサンクションとして与信者の返還請求権は剥奪される、との例外が存在する。

本論文は、こうしたフランス法の立場は、制定法がb説を前提としていることに由来するものであるため、取引システム構築における与信者と売主間の協力関係を理由として、a説を採用する方向性もありうることを指摘する。

第5章においては、前章までの分析を通して得られたフランス法からの示唆に基づいて、日本法に関する考察が示されている。総論的考察として複数契約の連鎖的消滅、各論的考察として第三者与信型消費者信用取引が取り上げられている。

総論的考察として、第一に、本論文は、平成8年判例が示した複合契約の解除規範に整合的な法律構成は、フランス法における拡張構成、すなわち、第二契約自体に固有の解除原因(債務不履行、目的不到達)を要することなく、相互依存性・不可分性により第一契約の解除の効力が第二契約に及ぶことを認める法律構成であると分析する。そして、このような理解は、解除以外の契約消滅事由の拡張や、契約消滅以外の法的影響(抗弁の接続や同時履行の抗弁の拡張)等をも基礎付けるとする。

第二に、連鎖的消滅の可否に関する判断基準は、フランス法における類型的考察にその示唆が求められている。

まず、同一・異別当事者間において、複数契約を一体化する旨の明示的な合意が存する場合においては、かかる当事者の意思に基づくリスク分配として、連鎖的消滅が認められる。また、明示的な合意がない場合も、中心的契約当事者の相手方が連鎖的消滅のリスクを引き受ける意思を有していた旨の補充的契約解釈が可能な場合があるとし、平成8年判例をその一例として位置付ける。

次に、契約分割条項が存在するなど、複数契約を一体化する旨の合意を認定することができない場合には、原則的には契約の連鎖的消滅は認められない。

しかし、同一当事者間において、相手方が取引主導者であるターンキー取引が用いられた場合には、中心的契約当事者の正当な信頼と相手方のシステム構築責任に基づいて、連鎖的消滅のリスクを相手方に転嫁すべき旨の規範的評価から、連鎖的消滅が認められる。平成8年判例は、その一例とも見ることが出来るという。そして、この場合には、契約分割条項は

その附合的性格から、消費者契約法や定型約款の不当条項等の規制により、その効力を否定されうるとする。

さらに、異別当事者間において、第二契約の相手方が取引主導者でない場合であっても、取引主導者である第一契約の相手方との間に協力関係が存在する取引類型においては、矛盾行為禁止の観点から、同じく連鎖的消滅が認められる。このような評価は、補助者により契約が締結された場合における本人の帰責に関する制定法の趣旨に通底するという。

第三に、以上を反映しうる法的根拠は、フランス法における契約のエコノミー概念であるという。契約のエコノミーは、我が国においては、「契約および取引上の社会通念」に従って確定される「契約の趣旨」として観念されうるとする。

その上で、各論的考察として、第一に、本論文は、フランス法においては、相互依存性に係わる契約の連鎖的消滅というリスクの負担の問題と、紐付与信の売主の支払不能というリスクの負担の問題は区別されていることを踏まえ、我が国の割賦販売法上の抗弁接続は、後者のリスク負担にも関わる制度である、との視点を示す。こうしたリスク負担をも含意する抗弁接続は、この点で創設的規定と見られるとし、平成2年判例の示した例外則は、フランス法における与信者のフォートに基づく例外則と共通性を有する、とする。

第二に、買主の与信者に対する既払金返還請求も、売主の支払不能リスクの負担の問題として、抗弁接続と共通する問題と見て、既払金返還請求の可否の判断では抗弁接続に関する実定法の評価が尊重されるべきこと、割賦販売法の適用対象外の個別信用購入あっせん取引につき、公序良俗違反により一体的に契約を無効とする例外規範を示した平成23年判例は、この意味でのリスク負担をも考慮に入れた判断であること等、を指摘する。

最後に、補論として、本論文は、旧民法が合意の主従と合意の不可分に関する明文規定を設けていたことを取り上げ、本論文のテーマが、契約の意義・分類・構造ひいては効力のあり方に関わる基礎的課題として、比較法的のみならず歴史的な観点から検討する意義があることを付言する。

三 本論文の評価

以上のように要約しうる本論文は、題目が示す通り、複合化した複数の契約相互の影響関係について論じるものであるが、一口に複合契約といっても問題は多様にして複雑を極めており、その解明には、契約の意義や拘束力の根拠に関する基本原理から、契約解釈、無効・取消し・解除などの効力障害規範、契約不履行法、民事責任法、不当利得法、さらには消費者保護に関する特別法に至るまで、民事法全体にわたる総合研究を要する。本論文は、このような難問に正面から取り組み、周到かつ精緻な分析と多角的な検討に基づいて考え抜かれた成果を示した意欲作である。

本論文には、とくに次の2点に優れた点を見出すことができる。

第一に、充実したフランス法との比較法研究である。本論文がフランス法を取り上げた理由は、かねてより複合契約に関する研究が豊富な点に求められているが、本論文は、複合契

約に関するフランスの主要な学術論文、立法、判例を網羅するとともに、それらの入念な分析を通して、的確な法状況の把握と理解の深化を図っている。

具体的には、契約の連鎖的消滅の構成（本論文にいう法律構成）として、失効構成が第二契約に個別の消滅原因に着目するものであるという視点を発見し、これと拡張構成が対比されることを明らかにした点は、フランス法の内在的理解として、高く評価できる。また、従前の日本法におけるフランス法の紹介は、その抽象的な根拠論（法的根拠）のレベルに留まることが多かったように思われるところ、本論文が、連鎖的消滅が認められるための具体的な諸要素（判断基準）に関する議論にまで応接したことには、新規性がある。相手方の認識要件の位置付けや、契約分割条項を巡る議論が紹介・分析されていることにも、同様の評価が可能である。

また、従前の日本法における紹介が必ずしも豊富ではなかった、フランス法の紐付与信取引に関する、沿革から現在に至るまでの議論状況の分析は、我が国における今後の研究にも資するものである。また、同取引を巡る議論の分析から、契約の連鎖的消滅というリスクと、売主の支払不能リスクという、異なるリスク負担を問題とするべきとの視点を発見したことは、フランス法の内在的理解として、高く評価できる。

さらに、本論文は、フランス法の実定法の立場に従うのではなく、これを相対化し、より望ましいと考えられる理論構成を、日本法との整合性に配慮しつつ示している。こうした比較法の方法も、評価に値するであろう。

第二に、以上のフランス法の検討を踏まえた、日本法における新たな視点と解釈論の提示である。

具体的には、先に見た失効構成と拡張構成という法律構成の対比の他、より具体的な判断基準としての、契約の連鎖的消滅のリスク負担という視点の提示である。また、第三者与信型消費者信用取引における抗弁接続、連鎖的消滅後の清算関係の問題は、売主の支払不能リスクという異なるリスク負担と関係する問題であって、契約の連鎖的消滅の問題とは区別されるという視点の提示である。これらは、分析に当たって検討の視座とするべき、広く遠い視点を提供するものとして、高く評価することができる。

また、このような視点を踏まえ、契約の連鎖的消滅の法的根拠という抽象論に留まらず、具体的な事案に適用可能な解釈論として、ターンキー取引という概念を用いた類型論が提示されていることである。こうした実践的な解釈論が新たに提示されたことも、評価に値する。

これに対して、本論文には、次のような課題も見受けられる。

第一に、本論文が法的根拠として挙げる「契約ないし取引の全体的エコノミー」概念と、判断基準である類型論におけるリスク負担の根拠との関係が、必ずしも明確でない。

契約のエコノミーは、当事者の合意に還元しうる概念である。これに対して、本論文は、複数契約を一体化する旨の合意が存しない場合には、当事者の意思を離れた要素として、中心的契約当事者の正当な信頼および取引主導者のシステム構築責任が、リスク負担の根拠

となるとしている。そのため、両者の関係が問題となる。契約のエコノミー論によれば、合意・契約の解釈はいかに行われることとなるのか、という問題と言えよう。

これは、我が国の議論に即すれば、規範的解釈や補充的解釈の問題と言えよう。そして、この問題には、意思への繫留と意思からの乖離という両面が存在するところ、いずれに着目するかによって、合意に還元されるのか、当事者の意思からは離れるのか、が異なりうる。前者であるとすれば、あらためて意思ないし合意の意味内容が問われ、後者であるならば、本論文がいうところの「契約の趣旨」との関係さをさらに具体化すべきである。

このように、本論文の示すリスク負担の根拠については、合意・契約解釈の問題との関係、連続性や相違について、さらなる明確化がなされることが望ましいと言える。

さらに付言すれば、その前提理解と関連して、「取引」概念についても一層の明確化が求められる。本論文の主張は、契約相対効原則および契約自律性原則につき、「契約」を「取引」に置き換えて再定位することに立脚しているため、複数契約を構成要素とする「一個の取引」とは何かに関する理解の確立に努める必要がある。

第二に、本論文は、第三者与信型消費者信用取引について、抗弁接続および既払金返還の特色を指摘しているが、これらと複合契約の解除規範との関係が、必ずしも明確でない。

本論文では、解除規範と抗弁接続等とは、異なるリスク負担に係わる問題であるとされている。そうすると、消費者には、抗弁接続とは別に、複合契約の解除規範に基づく与信契約の解消という保護も与えられることとなるのか。抗弁接続が認められる場合も、複合契約の解除規範には与信契約の解消という点で特色があるため、両者による重疊的な保護もありうる。そして、そうであるならば、両者の関係の整序や、与信者による元本の返還請求権の帰趨についても、検討が必要となろう。日本の第三者与信型信用取引における従来の議論の中心が抗弁接続および既払金返還の問題であっただけに、解除規範とのリスク負担の違いの指摘にとどまらず、これらの点が明示的により深く論じられた方が、望ましかったように思われる。

第三に、本論文が示す議論の射程が問題となる。

すなわち、本論文が対象とした「並存型」取引以外に、「従属型」取引(復代理、転貸借、下請負など)、「連鎖型」取引(製品売買)等には、本論文の立場からはいかなる示唆が与えられるのか。また、同時履行の抗弁や契約の更新の拡張、履行請求や特約の主張の可否といった、連鎖的消滅以外の、複数の契約を跨いだ問題との関係は、いかに解されるのか。これらは本論文から進んで、更に問題となりうる。

最後に、本論文には、個々の検討が詳細である反面として、一つの項目内の文章が長く、また同一の問題が分けて論じられていたり、前で論じられるべき問題が後ろで論じられていたりすることによって、全体の見通しが悪い部分がある。さらに、本論文の構成の要である「法律構成」「法的根拠」「判断基準」という用語が何を意味しているのか、定義が無く明確でない。これらにより、著者の主張が一読して了解し辛い、という憾みがある。骨子が端的に伝わるよう、文章、構成、および用語法が見直されるべきである。

四 結論

以上のように、本論文は、大きな学問的寄与となり得る業績である。もちろん、上で指摘した通り、本論文にはいくつかの課題が見受けられる。しかしながら、これらはいずれも、本論文の主張内容をさらに盤石にしてその質を高めるための付随的課題、あるいは、将来の発展的課題というべきものである。

本論文は、契約法上の重要課題である複合契約に関する基礎研究として、ならびに、複数契約の連鎖的消滅およびその関連問題に関する応用的研究として、高い学問的価値を有し、必読の文献となり得るものと評することができる。よって、審査委員一同は、全員一致で、渡邊貴君に博士（法学）（慶應義塾）の学位を授与することを至当と判断するものである。

令和7年9月8日

主査 慶應義塾大学法学部教授・法学研究科委員

武川 幸嗣

副査 慶應義塾大学法学部准教授・法務博士（専門職）

岩川 隆嗣

副査 慶應義塾大学大学院法務研究科名誉教授

鹿野 菜穂子